

## 「障がい者制度改革推進本部等における検討結果を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案」の成立を求める声明

現在、政府の障がい者制度改革推進会議ならびに同総合福祉部会で、新たな制度の構築に向けた議論が進められており、私たちは大きな期待をもっているところです。

しかし、新たな総合福祉法（仮称）の制定、施行まで3年近くの年月を要します。一方、現実に、現行の障害者自立支援法の下で多くの障害のある人たちが、様々な課題や問題に直面している実態があります。

先般の国会に提出された、与党民主党と自民党、公明党の合意による「障がい者制度改革推進本部等における検討結果を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案」は、私たちが要望してきた当面の重要な課題の解消を図ったものとなっています。しかし、参議院本会議での採決を目前としながらも、国会の閉会により成立に至りませんでした。

については、障害のある人たちが直面する問題を確実に解消していくために、3党合意による同法律案が、速やかに今国会に提出され、成立することを求めます。

同法律案によって、次のことが実現します。

### ○福祉サービスの対象に発達障害等が明確化されます。

福祉サービスの対象として明確でなかった発達障害等が明文化されます。

### ○利用者負担が応能負担化されます。

現在の負担軽減措置が恒久化され、応能負担が原則となります。

### ○グループホーム・ケアホームへの家賃等に対する助成制度が創設されます。

グループホーム・ケアホームは、地域での欠かすことができない暮らしの場となっています。現在、その家賃等が重い負担となっていますが、この負担を軽減する助成制度が創設されます。

### ○障害児の発達支援・家族支援が強化されます。

障害種別にかかわらず身近な障害児施設を利用できるとともに、障害児施設の発達支援の専門スタッフが保育所等を訪問し、支援する仕組みもできます。また、放課後等デイサービス事業が制度化されます。

### ○相談支援体制などが強化されます。

障害福祉サービスをより受けやすくするための相談支援事業の充実と地域自立支援協議会の基盤整備が図られます。

平成 22 年 11 月 2 日

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会	代表	山田 優
全国児童発達支援協議会	会長	加藤 正仁
(社福)全国重症心身障害児(者)を守る会	会長	北浦 雅子
(特活)全国地域生活支援ネットワーク	代表	田中 正博
(社福)全日本手をつなぐ育成会	理事長	副島 宏克
(社団)日本重症児福祉協会	理事長	江草 安彦
(財団)日本知的障害者福祉協会	会長	中原 強
日本発達障害ネットワーク	代表	市川 宏伸
(社団)日本発達障害福祉連盟	会長	金子 健